

令和5年度

理事会議事録

青森県国民健康保険団体連合会

## 令和5年度理事会議事録

1. 日 時 令和5年6月27日(火) 13時28分～14時30分
2. 場 所 青森県水産ビル 7階 「大会議室」
3. 出席者 理事長職務代行者副理事長 高 樋 憲  
副理事長 櫻 井 雅 洋  
常務理事 舩 甚 悟  
1番 吉 田 満  
2番 長 尾 忠 行  
5番 阿 部 義 治  
8番 若 宮 佳 一  
9番 櫻 田 宏  
10番 平 田 博 幸  
12番 野 村 秀 雄  
13番 成 田 隆  
14番 畑 中 稔 朗  
17番 永 田 翔  
監 事 富 岡 宏
4. 欠席者 7番 小山田 久  
15番 小檜山 吉 紀  
監 事 倉 光 弘 昭  
監 事 桑 田 豊 昭
5. 事務局 奈良事務局長外13名

## 6. 提出議案

- (1) 議案第 1 号 総会提出議案の件  
(別冊第 155 回通常総会議案)
- (2) 議案第 2 号 学識経験者理事候補者選任の件
- (3) 議案第 3 号 青森県国民健康保険団体連合会職員服務規則の  
一部を改正する規則 (案) の件
- (4) 議案第 4 号 支部長の委嘱について同意を求める件
- (5) 議案第 5 号 国保永年勤続者表彰の件
- (6) 議案第 6 号 総会日程決定の件

瓜田総務課長補佐	開会を告げた。(とき：13時28分)
高樋理事長職務代行者	主催者挨拶。(要旨別紙)
高樋理事長職務代行者	規約の定めに従い、議長になる旨を告げた。
議長	直ちに議事に入り、本会理事の定数は18名、うち欠員3名、本日の出席者は13名で過半数に達したので、本理事会は成立する旨を告げ、議事録署名者は慣例に従い、議長から指名することの了承を得て、5番阿部理事、14番畑中理事の両名を指名し、会議日程を本日一日とすることにそれぞれ決定した。
議長	先般行われた監査の結果について監事代表から報告を求めた。
富岡監事	監事を代表して、監査結果について正当と認めた旨報告した。
議長	議案審議に入り、議案第1号から議案第6号まで全議案を一括上程し、適宜分割のうえ審議することの了承を得た。
議長	理事会議案第1号は総会提出議案で、報告事項1件、議決事項18件となっており、総会提出議案報告第1号理事長専決処分事項報告の件について事務局の説明を求めた。
奈良事務局長	事務局長の奈良から説明したい。 製本した総会議案書の3頁をご覧願いたい。 理事長が専決した事項は、一般会計の補正予算である。 内容については、6頁の事項別明細で説明したい。 本会が、県の要請を受け、医師確保対策として実施している「医師修学資金支援事業」に対して、県から今年度新たに事務費が交付されることになったため、交付日までに予算措置が必要となったことから、本年4月17日に国保法の規定により専決処分された。 県から事務費補助金を受け入れるため、歳入8款に3項・県補助金を新設し、1目・医師確保対策事業補助金として295万7,000円を追加し、歳出2款1項2目一般管理費に事務経費として同額を追加している。 説明は以上である。

議 長 事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、  
報告第1号は承認を得た旨宣した。

議 長 次に、総会提出議案第1号令和4年度事業報告の件につ  
いて、事務局の説明を求めた。

舛 甚 常 務 理 事 常務理事の舛甚である。  
令和4年度の事業報告については、総会議案書の8頁か  
ら詳細を記載しているが、課題となっている3項目につ  
いて、情勢報告として本日配付の資料で説明したい。  
配付資料のNo.1である。  
まず一つ目の課題は、1頁の保険料水準の統一に向けた  
財政措置の獲得である。  
平成30年度からの国保財政運営の都道府県化において、  
国は毎年3,400億円の公費投入で財政基盤を支えなが  
ら保険料水準を統一するとのことで、同一都道府県内の同  
じ所得水準・同じ世帯構成であれば、同じ保険料水準とす  
ることを大きな目的としていたところである。  
国は、保険料水準統一への道筋として国保事業費納付金  
制度の導入、また、急激な保険料の上昇を抑えるため、激  
変緩和措置を講じてきた。  
この措置は、令和5年度を以って終了となるが、今後は  
令和5年度中に策定予定の「保険料水準統一加速化プラン」  
により取組を強力的に推進することとしている。  
参考として、国保事業費納付金に対する激変緩和措置額  
の推移を表にしたのでご覧願いたい。  
青色で網掛けした全国総額の平成30年度分は400億  
円である。  
内訳として、仮算定を実施した結果、国の暫定公費は①  
に記載したとおり当初は300億円としていたが、不足が  
生じる見込みとなったため、②に記載の100億円を追加  
している。  
①の国暫定公費については、令和元年度以降、毎年50  
億円ずつ削減することとされているため、本年度で終了す

る。

②の国暫定公費追加分については、令和2年度以降、毎年20億円ずつ削減することとされているため、こちらも本年度で終了することとなる。

本県への令和5年度の交付状況は、③の国暫定公費及び④の追加分の国暫定公費を合算して約7,800万円交付されている。

その他、⑤の県特例基金から約4,700万円を繰り入れし、結果として総額約1億2,600万円が激変緩和措置に充てられた。

続いて、保険料水準の統一に向けた本県の取組について触れたい。

現行の青森県国保運営方針では、保険料水準の統一を支援するためのプロセスとして、令和7年度までに全市町村の保険料算定方式を3方式へ統一することとしている。

令和4年度において保険料算定を4方式としている市町村は25市町村であったが、資産割がない3方式に統一することを明記している。

また、納付金を算定する際に医療費をどの程度反映させるかを $\alpha$ （アルファ）係数で定めているが、これを0（ゼロ）にすることも明記している。

令和5年度の当係数は0.4、6年度は0.2、7年度で0（ゼロ）にする。

つまり、令和7年度からは、納付金の算定に医療費の多寡は関係なくなるということである。

更に令和5年度からは、新たにワーキンググループを設置して、統一に向けた課題として各市町村でバラつきがある保健事業や子ども医療費などの地方単独事業実施状況、収納率の差異解消等について、県と市町村、本会で協議を始めたところである。

今後の対応として、一点目は激変緩和措置が終了することにより保険税の上昇が見込まれるため、「保険料水準統

「一加速化プラン」に基づいた上での交付金、新たな財政支援の要望を国に働きかけていく。

二点目は、県に設置された新たなワーキンググループにおいて保険税水準の統一に向けた工程の策定を支援していく。

2頁をご覧願いたい。

二つ目の課題は、健康保険証の廃止に伴う対応である。

現行の健康保険証は令和6年秋に廃止されるが、暫定措置として交付されている健康保険証のみ令和7年秋まで使用できるとされた。

点線の囲み部分をご覧願いたい。

本県の国民健康保険の被保険者証は、全市町村が同じ色、一年間の有効期間で8月に一斉更新としているため、経過措置期間における健康保険証や資格確認書の取扱いについて県下統一的な対応が必要となる。

続いて、保険税滞納者との面談機会の確保についてである。

現在、多数の市町村が短期被保険者証や資格証明書の交付手続きを、滞納者との納付相談の機会として活用している。

その機会が無くなるとなれば、収納率の低下に繋がるのではないかと危惧している。

今後の対応としては、県と市町村、本会で対応を協議し、まずは被保険者に混乱や不利益が生じることのないよう国に対して十分な対策を講じるよう強く要望する。

三つ目の課題は、国保総合システムの更改費用に係る国庫補助の要望である。

先ほど、理事長職務代行者からの挨拶にもあったが、クラウドサービスの利用や社会保険診療報酬支払基金システムとの共同利用など、2段階で更改を実施することとしている。

次の段落、「これに伴い」のところである。

第1段階の開発経費が膨らみ、全国規模で100億円を超える財源不足が見込まれる事態となった。

そのため、知事会や市長会、町村会等、地方6団体の協力のもと、国の責任で更改経費を負担するよう要望運動を展開した。

その結果を赤線の囲み部分にまとめている。

令和4年度の当初予算に54億円、第2次補正予算に令和5年度分として57億円が前倒しで措置され、第1段階の更改経費については一定の道筋がついたところである。

今後の対応としては、本更改は国の方針に基づく更改であることから、第2段階の開発経費とその運用に係る経費に対しても、財政支援を要請することとして「決議事項」に盛り込んでいる。

私からの説明は以上であるが、引き続き担当から具体的な事業実施状況について説明させる。

小田切事業振興課長

事業振興課長の小田切から説明したい。

3頁をご覧願いたい。

1点目は、令和5年度分の保険者インセンティブ制度である。

まず、国保分の保険者努力支援制度についてであるが、全国枠で競争配分される総額1,000億円に加え、疾病予防・健康づくりをより強力に推進することを目的に令和2年度から増額された500億円が、今年度分は財務省からの指摘を受け予算の執行状況を踏まえた結果、200億円縮減されたものの、財政安定化基金から80億円充当し、1,380億円確保されている。

下の表をご覧願いたい。

左側には「市町村分」、右側には「都道府県分」の今年の評価指標を掲載している。

従来からの指標に大幅な変更はないが5年度分から新設された指標は朱書きで記載している。

また、黄色で網掛けしている部分が点数配分の高い項目



である。

左側の市町村分「共通③」の「発症予防・重症化予防の取組」、下の方に4つ飛んで、「共通⑥」の「後発医薬品に関する取組」、その下の「保険税の収納率」などの配点が高くなっている。

右側の都道府県分であるが、中段に記載の指標②「年齢調整後の1人当たり医療費」、下の指標③「重症化予防、重複・多剤投与者への取組等」の配点が高く設定されている。

この都道府県分の指標①と②は、県内全市町村の合計で評価される。

例えば、一番上の指標、特定健診の受診率では県平均が60%を超え、さらに、前年度から1%アップしていること、また、保健指導は2%アップしていること、この要件をクリアした時に満点の25点が獲得できるといった具合である。

達成できない時は、細分化されたものごとに全市町村の取組状況の合計でこれが配分されることになっている。

4頁をお開き願いたい。

「市町村分」と「都道府県分」を合わせた今年度交付される都道府県別の1人当たり交付額の速報値である。

本県の1人当たり交付額は、右上の表に記載したとおり、3,939円で4年度に比べ21円高くなっているが、順位は26位から36位に下がっている。

この交付金は、全国で競争配分されているため、金額が増えても他の都道府県の獲得状況によっては順位が下がる場合もある。

なお、本県の「都道府県分」の交付額が4年度に比べ約3,400万円低くなっており、これは、5年度分から新設された「重複・多剤投与者に対する取組」と「重複・多剤投与者数の減少幅」が基準に満たなかったため、点数を獲得できなかったことが影響していると思われる。

5頁をお開き願いたい。

「市町村分」と「県分」を合わせた令和5年度の県内市町村別の1人当たり交付額、次の6頁は、県内市町村別の獲得点数を項目毎にグラフ化したものであるので、参考にさせていただきたい。

上の黒線で囲んでいる部分をご覧願いたい。

インセンティブ機能を強化するため、令和2年度分からマイナス評価が導入されているので、気を付けて取り組んでいただきたい。

7頁をお開き願いたい。

介護保険分のインセンティブ制度である。

「保険者機能強化推進交付金」と「保険者努力支援交付金」の2つがあり、令和5年度分の「保険者機能強化推進交付金」は、財務省から評価指標や配分基準が重複しているとの指摘を受けて評価指標が見直され、50億円減の150億円に縮減されている。

下の表が新たな評価指標で、黄色の網掛けのとおり(5)の「介護予防」、(7)の「要介護状態の維持・改善」の取組に対する配点が高くなっている。

8頁をお開き願いたい。

市町村分の今年度交付される都道府県別1人当たり交付額である。

本県の1人当たり交付額は、右上の表に記載している956円で全国13位、1人当たり交付額・順位ともに前年度より少し下がっている。

交付額が減少した要因は、保険者機能強化推進交付金が、50億円縮減されたことが影響している。

次の9頁は、都道府県別の獲得点数で本県は13位となっている。

10頁をお開き願いたい。

県内市町村別の獲得点数を掲載しているので、参考にさせていただきたい。

11頁をお開き願いたい。

2点目は、各業務処理システムの管理・運用についてである。

本会の基幹システムである国保総合システムを中心とした国保事務処理システムの連携図であり、多くのシステムを管理、運用している。

また、右側にあるように保険者、県、後期高齢者医療広域連合とは専用回線で結び、様々な保険者事務支援の処理を行っているほか、左側に記載してある医療DXの要であるオンライン資格確認等システムへのデータ連携も行うなど、国保関連事務のインフラとして機能していることから更なる安定運営に努めて参りたい。

なお、朱書きの各システムは、現在、国の方針に沿って更改作業を進めているものであるが、これについても市町村事務に影響しないよう万全を期して取り組むこととしている。

12頁をお開き願いたい。

3点目は医療費の支払状況である。

グラフの右端が令和4年度の本県の医療費支払額であり、国保と後期を合わせると2,523億円である。

下の表は被保険者数である。

青字の国保は非正規従業員の社保適用の拡大や団塊世代の後期高齢者医療制度への移行などにより、大きく減少している。

一方、赤字の後期高齢者は増加数が大きくなってきているため、医療費の動向にも影響しているものと思われる。

13頁をお開き願いたい。

4点目は、介護給付費等の支払状況である。

制度がスタートした平成12年度は、年間の支払額が520億円であったが、23年目となった令和4年度は、約2.7倍の1,380億円で制度開始以来初めて前年度を下回った。

これは、コロナの感染拡大で通所系サービスの利用控え

や、事業所側の受け入れ制限が影響したものと考えている。

14頁をお開き願いたい。

最後の5点目は、障害介護給付費等の支払状況である。

ご覧のとおり、黄色の障害者及び薄紫色の18歳未満の障害児分も年々増加しているところである。

以上、事業状況をご報告申し上げたが、医療費適正化対策など保険者インセンティブ制度において、各市町村が点数を獲得できるよう県と連携し支援していくとともに、医療や介護等の審査支払業務の的確な処理に引き続き努めて参りたい。

説明は以上である。

議

長

事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、総会提出議案第1号は原案どおり決定する旨宣した。

議

長

次に、決算関係を一括ご審議願いたい。

総会提出議案第2号令和4年度一般会計決算の件から第12号令和4年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計決算の件までの計11件について、事務局の説明を求めた。

奈良事務局長

決算議案は180頁にも及ぶことから、要点を簡潔にまとめたA3横置き資料No.2で説明したい。

1頁は令和4年度の決算総括表である。

総会提出議案第2号から第12号まで11の会計の決算合計額は一番下の欄で、②収入高4,404億508万7,772円、③支出高4,402億6,368万5,902円、右隣りA欄の翌年度への繰越額は1億4,140万1,870円である。

次に、各会計の概要を説明したい。

2頁をお開き願いたい。

この資料は、左から議案番号、会計の名称と決算額、その右のA欄に翌年度への繰越額、B欄には歳入面での予算額との差異を、C欄には歳出面での予算との差異を載せており、主な理由を赤字で表記している。

はじめに、一番上の総会提出議案第2号は一般会計の決算である。

歳入は15億9,798万2,776円、歳出15億6,875万8,528円で、差引残額は2,922万4,248円である。

B欄の歳入面で、8款・県支出金が大きく減額となっているが、これは県から委託を受けて急遽実施した「介護・障害施設職員の処遇改善支援事業」に係る県からの受入金であり、歳出3款の事業費において介護事業所等への交付金と通過経理したもので、歳入不足ではない。

次に総会提出議案第3号は、国保の医療費関係を経理する診療報酬審査支払特別会計である。

まず運営費に係る業務勘定であるが、歳入9億968万9,536円、歳出は8億5,874万1,785円で、差引残額は5,094万7,751円である。

歳入面では、1款手数料がコロナ禍の受診控えでレセプト件数を抑えて見込んでいたため、予算額に対し増額となっている。

7款・諸収入が大きく減額となっているが、これは国保から社保に移ったにもかかわらず、前の保険証で受診した方の医療費を保険者間で調整しているもので、歳出8款の諸支出金の不用額と見合いである。

歳出面であるが、4年度もまだコロナ禍での会議中止やオンライン開催等の影響で不用額が生じている。

次に、3頁をお開き願いたい。

国保被保険者の医療費に係る4つの支払勘定である。

保険者から受け入れし医療機関等に支払う通過勘定である。

まず国保医療費分の支払勘定であるが、歳入が915億5,313万7,751円、歳出は915億5,289万2,761円である。

差引残額の24万4,990円は、県立の医療施設が翌

月支払となっていることによる繰越額である。

その下、公費負担医療支払勘定は難病や乳幼児医療など20項目の公費医療を経理しており、歳入は30億2,822万7,304円、歳出は30億2,814万6,371円である。

差引残額の8万933円は、国から概算交付されている高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金であり、4年度はこれに係る支払いが生じなかったため、5年度に繰越し全額国庫に返還する。

その下は、出産育児一時金を経理しているもので歳入歳出とも2億3,683万1,702円である。

その下は、国の風しん追加対策とコロナワクチンの住所地外接種費用を経理している勘定で歳入歳出とも2億9,160万2,116円である。

続いて、総会提出議案第4号は職員退職手当特別会計で、退職手当積立金を複式会計で管理しているものである。

3年度末の保有額を示す予算現額は2,539万4,000円、4年度末の保有額を示す歳入は2,324万2,725円であり、B欄の理由のとおり、退職手当の支給額2,215万円、各会計からの繰入れによる積み増し2,000万円により215万円減少している。

差引残額の64円は定期預金利息である。

次に、総会提出議案第5号は国保新聞等特別会計である。

市町村における参考図書等の共同購入費、また業務端末のリース料、医療費通知の費用などを複式で経理しており、歳入は8,932万8,091円、歳出は8,932万7,091円で、差引残額1,000円は当期利益金である。

4頁をお開き願いたい。

総会提出議案第6号は、第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計である。

これは交通事故などでかかった医療費を、損害保険会社や加害者から求償し保険者に送金するもので、4年度は2億9,375万2,385円を収納し、市町村等に送金している。

続いて、総会提出議案第7号はレセプト電算処理システム準備積立金特別会計である。

診療報酬改定に係るプログラム改修の費用に充てるため、国が定めた負担金を市町村から受入し、国保中央会に特別分担金として納入しているもので、歳入歳出とも328万4,784円である。

続いて総会提出議案第8号は、介護保険事業関係業務特別会計である。

まず業務勘定は、歳入は2億517万4,819円、歳出は1億9711万1,946円で、差引残額806万2,873円である。

歳入1款手数料の減額は、介護事業所がインターネット請求する際の電子証明書の発行手数料で、歳出1款事業費で同額を認証機関へ納付し、通過経理しているものであり、歳入不足ではない。

次に、介護保険に係る2つの支払勘定である。

介護給付費分は、歳入歳出とも1,362億6,595万3,383円、その下の介護保険に係る12項目の公費負担給付費では、歳入歳出とも17億478万2,719円である。

5頁をお開き願いたい。

総会提出議案第9号は、障害者総合支援法に係る特別会計である。

まず業務勘定の歳入は6,127万6,710円、歳出は5,695万4,693円で、差引残額は432万2,017円である。

歳入面の1款手数料は、レセプト件数が予算積算を若干上回り、46万円の増となった。

なお、電子証明書発行件数の減は介護保険分と同様の理由である。

下の障害介護給付費の支払勘定は、歳入歳出とも381億4,924万3,232円、その下の18歳未満の障害児給付費の支払勘定は、歳入歳出ともに59億8,795万9,073円で、毎年10%程度と大きく伸びてきている。

次に、総会提出議案第10号医師確保対策事業特別会計は、本県の医師不足解消に向け、県と市町村が拠出し実施している医師修学資金支援事業を経理しているものである。

歳入は1億7,013万9,042円、歳出は1億5,473万107円で、差引残額は1,540万8,935円である。

これは歳出1款事業費にあるとおり、留年等による修学生への支援費の不用額と契約解除者からの返還金によるものであり、この繰越額は5年度の市町村の負担金から減額算定されている。

6頁をお開き願いたい。

総会提出議案第11号は、後期高齢者医療関係の特別会計である。

まず業務勘定であるが、歳入は8億8,217万9,925円、歳出は8億5,467万2,530円で差引残額は2,750万7,395円である。

歳入の4款受託事業収入の減は、後期高齢者医療広域連合からの受託事業の受入金で、歳出2款事業費の支出と見合いであり、これも歳入不足ではない。

その下は後期高齢者に関する医療費の支払勘定で、歳入歳出とも1,569億9,289万9,620円である。

その下は後期高齢者の公費負担医療の支払額で、歳入歳出とも7億3,123万6,915円である。

後期高齢者の公費医療費は、コロナ感染医療費が多額となるケースが多いため、対前年度比56.0%増と大きく伸



びている。

次に、7頁をお開き願いたい。

総会提出議案第12号は、特定健診等事業特別会計である。

まず業務勘定の歳入は4,210万2,124円、歳出は3,650万460円で、差引残額は560万1,664円である。

歳入1款手数料はコロナによる受診控えを見込んで低く抑えていたため、予算額に対しては287万円程の増となったが、コロナ禍前の元年度のレベルには戻っていない状況である。

下の特定健診等費用支払勘定は、国保の被保険者分の健診費用で歳入歳出とも7億5,509万2,680円、その下は後期高齢者分の健診費用で歳入歳出とも4億2,996万8,360円である。

最後に、8頁の積立金の状況をご覧願いたい。

左側の表の下から2つ目の8番、合計額をご覧願いたい。

積立金種類ごとの各会計の合計であるが、令和5年5月31日現在の総保有額は、4億3,718万8,000円で、前年度比1億6,756万9,000円の増である。

これは国保、介護、障害、健診と本会の全てのシステムが現在、国のクラウド・バイ・デフォルトの方針に沿って、大規模なシステム更改を行っているための積み増しであり、令和8年度までにほぼ全額をその経費に充当する。

右側には各積立金の目的、上限額、また、洗い替え方式など定められたそれぞれの運用方法を一覧にしたので、参考にさせていただきたい。

説明は以上である。

議 長 事務局の説明に対して質疑を徹したところ全員異議なく、総会提出議案第2号から第12号までの計11件の議案は原案どおり決定する旨宣した。

議 長 次に、補正予算関係を一括ご審議願いたい。

奈良事務局長

総会提出議案第13号令和5年度一般会計補正予算の件から第16号令和5年度医師確保対策事業特別会計補正予算の件までの計4件について、事務局の説明を求めた。

総会議案書の273頁をお開き願いたい。

令和5年度予算補正は4件である。

まず、総会提出議案第13号は一般会計の補正予算である。

総会議案書の276、277頁をお開き願いたい。

被保険者数の減少に伴い令和6年度の一般負担金の減収が予想されるので、それに備えるため前年度繰越金を財源に予備費を追加するもので、歳入・繰越金に546万7,000円を追加し、歳出・予備費に同額を追加する。

続いて、278頁をお開き願いたい。

総会提出議案第14号は、診療報酬審査支払特別会計の補正予算である。

280、281頁の事項別明細書をお開き願いたい。

レセプト件数の減少に伴い令和6年度の審査支払手数料の減収が見込まれるので、それに備えるため前年度繰越金を財源に財政調整基金積立資産を積み増しするもので、歳入・繰越金に2,245万7,000円を追加し、歳出・財政調整積立資産に同額を追加する。

なお、この財政調整積立資産は翌年度に全額繰り入れることを条件に、手数料収入の10%を上限として国税庁に認められているものである。

続いて、282頁をお開き願いたい。

総会提出議案第15号は、後期高齢者医療事業関係業務特別会計の補正予算である。

284、285頁の事項別明細書をご覧願いたい。

令和7年度末に保守期限を迎える後期高齢者医療請求支払システムの更改に係る準備経費に充てるため、前年度繰越金を財源に財政調整基金積立資産を積み増しするもので、歳入・繰越金に1,095万7,000円を追加し、歳出・

財政調整積立資産に同額を追加する

続いて、286頁をお開き願いたい。

総会提出議案第16号は医師確保対策事業特別会計の補正予算である。

288、289頁の事項別明細書をご覧願いたい。

医師修学資金支援事業において4名から契約解除の申し出があったことにより貸付金の返還が生じたため、歳入・貸付金返還金に1,754万円を追加し、県に支出金をお返しするため歳出・返還金に同額を追加する。

なお、県への返還額はこのうちの1,149万円で、残りの約600万円は6年度に繰越し、市町村負担金に充当される。

説明は以上である。

議 長 事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、総会提出議案第13号から第16号までの計4件の議案は原案どおり決定する旨宣した。

議 長 次に、総会提出議案第17号本会役員選任の件について事務局の説明を求めた。

奈良事務局長 総会議案の290頁をお開き願いたい。

総会提出議案第17号は、任期満了に伴う役員選任の件である。

1の選任いただく役員は、理事18名、監事3名である。

2の選任の方法であるが(1)の県市長会及び県町村会並びに青森県から推薦のあった方々と、(2)の本会理事会が推薦する学識経験者理事候補者を総会で選任することになっている。

右側291頁の役員候補者名簿のとおり、先般、県の市長会、町村会並びに青森県から記載の方々のご推薦があったので、後程、選任いただく学識経験者理事候補者と併せて第155回通常総会に提案したいというものである。

説明は以上である。

議 長 事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、

議	長	<p>総会提出議案第17号は原案どおり決定する旨宣した。</p> <p>次に、総会提出議案第18号国保制度改善強化実行運動に関する決議文の件について事務局の説明を求めた。</p>
長	内事務局次長	<p>事務局次長の長内から説明したい。</p> <p>議案の292頁、293頁をお開き願いたい。</p> <p>本年11月13日に開催予定の国保制度改善強化全国大会を経て実現を期する当面の懸案事項として、12項目を掲げ総会において決議し、本年度の実行運動を展開するとの主旨を説明し決議文を朗読した。</p>
議	長	<p>事務局の説明に対し質疑を徴したところ全員異議なく、総会提出議案第18号は原案どおり決定する旨宣した。</p>
議	長	<p>理事会議案第1号の審議終了を告げ、続いて、理事会議案第2号学識経験者理事候補者選任の件について事務局の説明を求めた。</p>
奈	良事務局長	<p>理事会議案の2頁をお開き願いたい。</p> <p>理事会議案第2号は、学識経験者理事候補者選任の件である。</p> <p>3頁に関係条文を載せているが、本会役員の選任方法等に関する規則第4条第2項では、学識経験者理事は理事会で推薦した者を総会において選任することになっているので、本日の理事会でご推薦いただきたいという主旨である。</p> <p>説明は以上である。</p>
議	長	<p>学識経験者理事候補者を理事長職務代行者から推薦することの了承を得て、舛甚悟 現常務理事を推薦した。</p>
議	長	<p>理事長職務代行者の推薦に対して、異議がないかと諮ったところ全員異議なく、学識経験者理事候補者には舛甚悟 現常務理事を選任することに決定した。</p>
議	長	<p>次に、理事会議案第3号職員服務規則の一部を改正する規則の件から第5号国保永年勤続者表彰の件までの計3件について事務局の説明を求めた。</p>
奈	良事務局長	<p>理事会議案の4頁をご覧願いたい。</p> <p>理事会議案第3号は、本会職員服務規則の一部改正につ</p>

いてである。

6頁の新旧条文対照表でご説明したい。

改正点は2つあり、まず1つ目は不妊治療休暇の新設である。

人事院規則の改正を受け、県においても不妊治療と仕事の両立を支援するための休暇が設けられたため、本会においても第36条特別休暇の第1項第2号に追加し、同様の改正を行うものである。

2つ目は、同条第14号夏季休暇の取得可能期間の拡大である。

これまでの「7月から9月までの3か月間」としていたものを、「6月から10月までの5か月間」取得可能とするもので、こちらも県の条例に倣い改正するものである。

施行日は、規則の公布日としている。

次に7頁の理事会議案第4号は、支部長の委嘱について同意を求める件である。

9頁をご覧いただきたい。

中段に記載の本会支部規則のとおり、支部長は理事会の同意を得て理事長が委嘱することとなっているので、左側8頁の支部長委嘱案のとおり、全ての支部長を再任とすることについてご同意いただきたいという主旨である。

続いて10頁をご覧いただきたい。

理事会議案第5号は、国保永年勤続者表彰の件である。

この被表彰者は、理事会で決定することになっている。

本年度の対象者について事務的な精査を終えたので、顕彰方法を含めてご決定いただきたいという主旨である。

まず1の表彰対象者であるが、折り込んである12頁をお開き願いたい。

理事者の部は三沢市副市長、米田光一郎さん、2の国保運協委員の部は、むつ市の近原芳栄さんをはじめ8名で合わせて9名の方々である。

10頁に戻り2の表彰の方法であるが、感謝状を授与し、

併せて3の記念品を贈呈することとしている。

なお、感謝状の文案は13頁に掲載しているが、例年と同様である。

また、4に記載したとおり顕彰日は新理事長の任期開始となる7月12日付とし、顕彰方法はこれまで同様、当該市町村長さんから伝達表彰していただくこととしている。

以上のような内容で進めたいという主旨である。

説明は以上である。

議長 事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、理事会議案第3号から第5号までの計3件の議案は原案どおり決定する旨宣した。

議長 次に、理事会議案第6号総会日程決定の件について、事務局の説明を求めた。

奈良事務局長 14頁をご覧いただきたい。

理事会議案第6号は総会日程決定の件である。

総会の日程は理事会で決定することになっており、事務局が準備した日程は、日時が令和5年7月10日月曜日、午後1時30分から、場所はウエディングプラザアラスカ4階「ダイヤモンド」を予定している。

なお、総会終了後に理事長、副理事長及び常務理事を互選いただくための理事会組織会を開催する予定としているので、よろしくお願いしたい。

説明は以上である。

議長 事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、理事会議案第6号は原案どおり決定する旨宣し、総会の開催日程の決定に伴い、各理事の出席方を要請した。

議長 全議案の議了を宣した。(とき：14時29分)

櫻井副理事長 閉会挨拶(とき：14時30分)

上記理事会の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 5 年 7 月 27 日

議

長

高橋 憲

令和 5 年 7 月 28 日

議事録署名者

阿部 義治

令和 5 年 8 月 4 日

同

上

畑中 稔 朗

国保連合会理事会 理事長職務代行者 挨拶

とき 令和5年6月27日 午後1時30分

ところ 青森県水産ビル 7階 大会議室

理事長が欠員となっておりまして、代わって一言ご挨拶申し上げます。

役員の皆様方には、何かとお忙しい中をご出席くださいます。誠にありがとうございます。

本日は、ご案内のとおり、令和4年度の事業報告、並びに決算等について、ご審議いただくこととしております。

事業報告、並びに各会計の決算につきましては、監事会での監査を終了したものでありますが、当理事会の議決を経まして、来たる通常総会に付議することとなりますので、慎重なご審議をお願いする次第であります。

さて、この機会に、私から、2点ご報告申し上げます。

まず、第1点目は、国保運営を支える要である「国保総合システム」の更改についてであります。

このシステム更改は、医療DXの一環として、政府の



方針に沿って進められておりますことから、「更改」経費はもちろんのこと、「運用」にかかる経費につきましても、国が責任を持って財政負担するよう求めて参りますので、引き続き、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

第2点目は、令和4年度における、本会の会務運営についてであります。

まず、基幹業務といたしまして、年間2500億円を超える国保及び後期高齢者の医療費、並びに、1300億円台まで増加した介護給付費をはじめ、各審査支払業務を滞りなく実施いたしました。

また、国保運営の重要な財源となっている保険者努力支援制度につきましましては、「健康づくり事業」や「保険税収納率の向上策」などの、各種共同処理業務を積極的に推進し、市町村支援に努めました。

さらに、国の保健医療対策への協力の一環として、コロナワクチンの「住所地外接種」の費用決済や、国の臨時的経済対策である、介護・障害施設職員の「処遇改善・支援補助金」の支払事務につきましても、適正に処理し、県並びに市町村事務の負担軽減に取り組んだところであります。

本会といたしましては、今後とも、国保事業等の安定運営に向け、職員一丸となつて、市町村支援に努めて参りますので、役員の皆様方のお力添えを重ねてお願い申し上げます。開会のご挨拶といたします。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。